

## がんばる商店街支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症によりダメージを受けた中小企業者の経営維持と活性化を図るため、市町村や商工団体等と連携し、商店街や商業者グループ等が行うキャンペーンやインターネットによる販売促進等の取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商工団体等 山梨県内に事業所を有する次の団体

- ア 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- イ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会連合会
- ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- オ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第6号又は中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第3項第4号若しくは第4項第3号に掲げる共同出資会社又はこれに準じる会社

(2) 商業者グループ 山梨県内に事業所を有する中小企業者3社以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有し、次に掲げる条件をすべて満たす商業者グループ

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者が構成員でないこと
- イ 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）において、共同して実施する取組があること

(3) 事業実施主体 市町村、商工団体等又は商業者グループ

(4) 補助事業者 市町村、商工会議所、商工会又は商工会連合会

(交付対象事業及び補助事業者等)

第3条 知事は、補助事業者が自ら行う事業又は事業実施主体（補助事業者を除く）が行う事業に対し補助事業者が補助する事業のうち、必要と認められるものについて、予算の範囲内で補助事業者に対し補助金を交付するものとし、補助事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の交付申請を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において事業実施主体における当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であつて、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの

(5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

2 知事は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業者は、補助対象経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとする

きは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （事前着手の禁止）

第7条 補助対象事業は、第5条の規定による交付決定通知を受ける前に着手してはならない。

#### （申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、第5条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

#### （状況報告）

第9条 知事は、補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告させることができる。

#### （実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第6条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に

適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

- 第12条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、実績報告後に事業実施主体における消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合で、既に補助金を支払っているときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (財産の管理等)

- 第14条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第8号)を備え管理しなければならない。
  - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第10条第1項に定める実績報告書に様式第8号による取得財産等管理台帳を添付しなければならない。
  - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (財産の処分の制限)

- 第15条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助事業者以外の事業実施主体が前項の承認を受けようとする場合は、処分承認申請書を補助事業者を経由して提出するものとする。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理等）

第16条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者及び事業実施主体は、補助対象経費に係る経理について、帳簿及び収支の事実を明確にした全ての証拠書類を整備し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、これらの書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第17条 知事は、第6条の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- （3）補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- （5）補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

（産業財産権等に関する報告）

第18条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得等届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第19条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施

権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第20条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

(契約等)

第21条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

3 補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省又は県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

4 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省又は県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第22条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただ

し、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第11条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者との間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）に基づき、知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事業成果等の報告）

第23条 補助事業者は、補助事業完了後の事業成果等の状況に関して、事業成果等状況報告書（様式第11号）により、令和3年9月30日までに知事に提出するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第25条 補助事業者は、補助事業において、知事から交付を受けた補助金をその財源として、事業実施主体に補助金（以下、「間接補助金」という。）を交付するときは、第4条の交付申請において、間接補助金の交付の手續等について第5条から第11条まで、第13条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、これを添

えて申請しなければならない。交付規程を変更しようとするときは、第6条第1号の規定を準用する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付規程を定めるときは、事業実施主体に対する間接補助金の額の算定については、原則として、補助率は4分の3までの範囲内で定めるものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第12条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を事業実施主体に支払わなければならない。

(その他必要な事項)

第26条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。



## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。